

刑総第39号
平成14年1月16日

改正

務第1155号
平成17年3月30日
刑総411号ほか
平成22年8月25日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

通信傍受実施要領の制定について（通達）

犯罪捜査のための通信の傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「通信傍受法」という。）及び通信傍受規則（平成12年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）の施行に伴い、このたび、犯罪捜査において実効ある通信傍受を適正に運用するため、別添のとおり「通信傍受実施要領」を制定し、平成14年2月1日から運用することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

通信傍受実施要領

第1 趣旨

この要領は、犯罪捜査のための通信の傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「通信傍受法」という。）に基づき実施する犯罪捜査のための通信の傍受の実施に関して、その適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的心構え

通信の傍受は、その性質上、密行的かつ継続的に行われることから、通信の秘密及びプライバシーの保護について十分な配慮を要するとともに、その実施に当たっては、傍受の適正の確保及び関係者の権利保護について、特段の配慮をしなければならない。

第3 準拠規定

通信傍受の実施については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）、通信傍受法、犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号。）、犯罪捜査のための通信傍受に関する司法警察職員捜査書類書式例の制定について（平成12年7月5日付け最高検企第138号。以下「書式例」という。）、通信傍受規則（平成12年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第4 捜査主任官等の指名等（規則第5条関係）

適正な通信の傍受、通信記録物等の管理等に万全を期するために、捜査主任官、傍受実施主任官及び通信記録物等管理者に指名された者は、必要事項を捜査主任官等指名簿（別記様式第1号）に記載するとともに、次の事項を適正に行わなければならない。

1 捜査主任官

捜査主任官は、警察本部長の指揮を受け、傍受を行う事件について、傍受の実施、通信記録物等の管理その他通信傍受に関する事務を統括するものとする。

2 傍受実施主任官

傍受実施主任官は、捜査主任官の命を受け、傍受の実施の場所における責任者として、関係法令の規定に従い、立会人に対する説明、傍受をした通信の記録、該当性の判断等を行うものとする。中断なしで傍受の実施を何日も続けるような場合は、複数の傍受実施主任官の指名を受け交替制で傍受の実施に当たるものとする。

3 通信記録物等管理者

通信記録物等管理者は、通信記録物等の管理に関する捜査主任官の職務を補助し、その具体的職務については、別に定める「通信記録物等管理要領」のとおりとする。

4 通信記録物等管理代行者

通信記録物等管理代行者は、通信記録物等管理者が不在の場合に通信記録物等の適正な管理に間げきを生じさせないようにするため、その不在の間に通信記録物等管理者の職務を代行しなければならない。

第5 傍受令状等の請求要領

1 傍受令状の請求手続き（規則第3条関係）

(1) 傍受令状の請求

傍受令状は、傍受令状請求書（書式例様式第1号）により、原則として、捜査主任官が請求するものとする。

(2) 傍受令状請求に当たっての検討事項

ア 傍受の理由及び必要性については、通信傍受法第3条第1項各号のいずれかを充足しているか検討すること。

イ 傍受の実施の方法及び場所については、傍受の実施の対象とすべき通信手段に係るシステムの状況その他の通信事業者等の具体的事情を把握した上で、傍受の実施が可能であり、かつ、適当な方法及び場所であるか検討すること。

ウ 傍受の実施の対象とすべき通信手段については、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によって特定するとともに、当該通信手段が用いられている状況も可能な限り把握した上で、傍受の実施の対象とすることの適否を検討すること。この場合において、ホテルの客室の電話等内線を利用して行われる通信については、通信手段をその内線番号又は部屋番号で特定すること。

エ 傍受できる期間については、必要な期間について十分検討すること。

(3) 傍受令状請求の決裁

ア 傍受令状請求に当たっては、捜査指揮に関する訓令（平成9年岐阜県警察訓令第10号）に規定する警察本部長事件指揮簿に、捜査状況等の資料に基づく判断等を具体的に記載すること。

イ 事件主管課長又は事件主管警察署長は、捜査を主管する本部の部長の決裁を受けた後、本部長の事前承認を得ること。

2 傍受期間の延長の請求（規則第4条関係）

傍受ができる期間の延長の請求は、捜査主任官が、傍受期間延長請求書（書式例様式第2号）により請求するとともに、前記1に準じて事前に警察本部長の事前承認を受けなければならない。

3 傍受令状の請求手続きの記録

事件主管課長又は事件主管警察署長は、傍受令状の請求又は傍受ができる期間の延長の請求を行った場合は、通信傍受手続簿（規則様式第9号）に必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

4 傍受令状の請求先等

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求は、地方裁判所（地裁本庁）の裁判官に対して行う。

なお、傍受原記録の提出については、地裁本庁等の裁判官に宛て地裁本庁等以外の支部（宿直廃止庁の場合の夜間・休日を除く。）に提出することも可能である。

第6 傍受の実施

1 最小化等に関する指示（規則第6条関係）

捜査主任官に対する傍受の最小化等に関する指示は、最小化等に関する指示書（別記様式第2号）により行うものとする。

なお、最小化に関する指示は、刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）を経由して行うものとする。

2 傍受令状の記載事項の厳守等（規則第7条関係）

捜査主任官は、傍受の実施に従事する者に、関連する法令の規定等（関連通達により規定された事項を含む。）及び傍受令状の記載事項の厳格な遵守を確保するため、傍受の適切な実施についての指示書の写し、該当性判断に資する資料、傍受令状の写しその他必要な資料を熟読させ、かつ、携帯させなければならない。

3 傍受日誌の作成等（規則第8条関係）

傍受実施主任官は、傍受の実施の全過程において、通信傍受法、通信傍受規則等に規定する手続、警察官が行った事項及び生起した事項、傍受の実施の時刻、状況等を傍受日誌（別記様式第3号）に記録するとともに、傍受のための機器（以下「通信傍受法用記録等装置」という。）に記録された履歴（ログ）を印字した書面を、これに添付（電子メールの傍受の場合は、履歴の添付は不要）しておくものとする。この場合において、傍受の実施に着手したときは、通信傍受手続簿（その1）に、着手年月日時分及び着手者の官公職氏名を確実に記載しておかなければならない。

4 傍受のための機器等

(1) 電話（携帯電話等を含む。以下同じ。）

電話を用いた音声（ファクシミリ信号を含む。）による通信の傍受については、警察庁が開発した通信傍受法用記録等装置（以下「電話用記録等装置」という。）を使用し、同時に2つの記録媒体（傍受の原記録及び傍受記録作成用媒体）を作成する方法によるものとする。

(2) I P 電話

I P 電話を用いた通信の傍受については、警察庁が開発したI P 電話用記録等装置を使用し、同時に2つの記録媒体（傍受の原記録及び傍受記録作成用媒体）を作成する方法によるものとする。

(3) 電子メール

電子メールによる通信の傍受については、原則として、警察庁が開発した電子メール用記録装置を用いて行うものとする。ただし、通信事業者側の事情により当該装置が使用できない場合にあっては、対象とするメールに係るメールボックスに着信した電子メールを記録媒体（傍受の原記録）に記録して傍受をし、その後、立会人の立会いを得て、別の記録媒体を用いてその複製（傍受記録作成用媒体）を作成する方法によるものとする。

(4) 通信傍受法用記録等装置の故障等の場合の措置

電話用記録等装置、I P 電話用記録等装置又は電子メール用記録等装置が故障し、又は何らかの理由により、前記(1)又は(2)の方法によることができなくなった場合は、直ちに、傍受の実施を中断しなければならない。

5 立会い（規則第10条関係）

(1) 立会いの趣旨

通信の傍受を実施する場合は、傍受の実施手続の公正性を担保するため、原則として、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち合わせなければならない。これらの者を立ち合わせることができないときは、地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。この場合において、立会人が、通信の内容を聴取・閲覧すること等のないよう配慮しなければならない。

(2) 立会人の確保

中断なく通信の傍受を実施をするためには、複数の立会人を確保しなければならない。立会人が確保できないときは、傍受の実施を中断しなければならない。この場合において、通信事業者等の立会人が確保できず、地方公共団体の職員を立ち合わせるときは、できる限り通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者等との組み合わせに配慮しなければならない。

(3) 立会人に対する説明

捜査主任官は、傍受実施主任官に対して、立会人に対する説明要領（別記様式第4号）及び通信傍受に関する説明書（別記様式第4号の2）に基づき立会人としての役割を的確に遂行するために必要な事項について説明を行わせなければならない。傍受実施主任官は、立会人が説明された事項を確実に理解できるよう説明を行い、その説明を十分に理解したことを立会人に確認した上で、説明書に署名を求めるものとする。この場合において、説明の内容及びその状況については、傍受日誌及び傍受調書（書式例第4号）に記載して、その経過を明らかにしておかなければならない。

なお、立会人が交替した場合も、同様とする。

(4) 立会人の意見

通信の傍受の実施に当たって、立会人から意見が述べられた場合又は立会人に意見がない場合であっても、立会人（複数の場合には、各立会人）にその旨を記載した意見書の提出を求め、その内容について確認しなければならない。この場合において、傍受実施状況書（規則様式第2号）には、立会人が述べた意見及び必要により補充すべき事項を記載しなければならない。

(5) 立会人であった者の保護

立会人の氏名等については、法令の規定により書面に記載すべきことは格別、立会人であった者の氏名又はこれを推知されるような事項については、みだりに公にしてはならない。この場合において、立会人であった者に後難が及ぶおそれがあると認められるときは、必要に応じ、その者の保護のために必要な措置を講じなければならない。

6 スポット傍受（規則第11条関係）

(1) 該当性判断のための傍受の最小化

傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信については、通信の秘密を保護する観点から、あらかじめ文書により指示された方法の範囲内において、該当性判断のために必要な最小限度の傍受としなければならない。

(2) 該当性判断に資する事項の考慮

捜査主任官は、捜査結果に基づき、犯罪の組織的背景等に関する、適当な資料を作成し、傍受実施主任官に携帯させるなどの措置をとるものとする。この場合において、傍受の実施がある程度長期にわたるようなときは、それまで傍受をした通信の内容のうち、その後の該当性判断に資するための事項を抽出して、傍受実施主任官に携帯させる資料に含まれるようにするものとする。

7 外国語等通信についての該当性判断（規則第13条関係）

(1) 必要最小限度の範囲の翻訳等

外国語等通信についての該当性の判断については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める方法により行わなければならない。

ア 外国語を用いた通信については、むやみにその全部を翻訳するといったことは適当ではなく、スポット傍受の時間間隔に関する本部長の指示に従い、冒頭の一部に限って翻訳して該当性判断を行うものとし、判断がつかない場合には、翻訳しない部分を残した上で、次の一部を翻訳するなどの方法によること。

イ 電子メールについても同様に、冒頭の一部に限って判読して該当性判断を行うものとし、判断がつかないときには、判読しない部分を残した上で、次の一部を判読するなどの方法によること。

ウ ファクシミリを用いた通信については、電話用記録等装置により外国語等通信としていったん全部が傍受（外国語等傍受）され、併せて記録媒体に記録されるが、その後において行うこととなる復元及び閲覧についても、前記イと同様の方法によること。

(2) 翻訳及び復元の場所等

外国語等通信であって、傍受の実施の場所でその内容を安易に復元することができる方法を用いて行われた傍受については、管理者の了解及び立会人となることの了解があるなど当該場所が適当であると認める場合に限り、当該場所において立会人の立会いを得て、翻訳及び復元の作業を行い、傍受記録を作成するものとする。

(3) 翻訳等の嘱託をする場合の措置

傍受の実施の場所以外の場所において、傍受の内容の翻訳等を嘱託する場合は、翻訳等を行う場所を警察施設に限定し、警察職員を立ち合わせるとともに、不必要にメモ等を行うことがないようにしなければならない。この場合において、メモ等を行う必要があるときは、当該嘱託を受ける者にあらかじめ警察において準備したメモ用紙を使用させることとし、翻訳等が終了したときは確実に破棄等の措置をとらなければならない。

(4) 翻訳等の状況の記録

翻訳等の状況については、外国語等通信翻訳等・聴取等状況書（別記様式第5号）により記録しておかなければならない。

8 相手方の電話番号等の探知（規則第14条関係）

(1) 探知要請の要件

通信の相手の電話番号等の探知要請は、令状記載傍受、他犯罪傍受又は令状記載傍受に該当するかどうかの判断に資すると認められるそれぞれの場合に行うことができるものであり、通話開始前には、これらの傍受に該当するかどうかの判断ができないことから、別の令状なしで発信又は着信の相手方の電話番号等の探知要請をしてはならない。

(2) 傍受の実施の場所以外の場所における措置の要請

通信の相手方の電話番号等の探知の要請は、傍受の実施の場所以外の場所における措置であることから、要請を受けた通信事業者等がどの通信を傍受の対象としているかを承知していないことがあるため、当該要請に係る通信の特定に必要な事項を告知して行うものとする。この場合においては、当該要請が傍受令状に基づき警察が実施をしていることを通信事業者等に確認させることが必要であるため、要請に当たっては、傍受令状に記載された裁判官の氏名、傍受ができる期間等を告知するとともに、通信事業者等からの回答は本部等に設置された特定の電話に対して行うよう連絡すること等適当な措置をとるものとする。

9 傍受の実施の終了

傍受の実施は、傍受理由又は必要がなくなったときは、傍受期間内であっても、これを終了しなければならぬことから、捜査主任官は、本部長の指示（指示書）に従い、傍受実施主任官から報告された令状記載傍受をした通信の内容、傍受が行われている事件の捜査の状況等を考慮し、傍受の理由又は必要がなくなっていないかどうか常に検討しなければならない。

一方、傍受すべき通信に該当する通信が行われない状態が継続するような場合には、捜査主任官は、傍受実施主任官に対し、誰が通信の当事者となっているかについて報告を求めるなどして、傍受の理由又は必要について検討しなければならない。

なお、検討の結果、実施を終了する場合は、本部長に報告し、決裁を受けるものとする。

10 記録媒体の措置

(1) 傍受の原記録用媒体への署名等（規則第15条、第17条関係）

傍受の原記録用媒体への署名等は、傍受実施主任官において、傍受の原記録用媒体の外面に、当該記録媒体に対する記録を終了した年月日時分及び通信傍受法第19条第1項前段の規定により記録をした記録媒体である旨を記載して署名押印した粘着式ラベルを貼り付け、又はゴム印等で直接記録媒体に記載することにより行うものとする。

なお、傍受記録作成用媒体への署名等についても、同様とする。

(2) 立会人による封印

傍受の原記録用媒体には、立会人に所定の粘着式紙片に封印の年月日時分及び当該記録媒体の残容量（時間（時分秒）又は領域（バイト））を記載させて署名押印させ、記録媒体を収容した容器（以下「ケース」という。）の開閉される部分にまたがるように、当該粘着式紙片を立会人に貼り付けさせるものとする。この場合において、ケース、粘着式紙片又はシールを破損しない限り、ケース内の記録媒体の取り出しが不可能となるような方法で、当該粘着式紙片の上から所定のシールを立会人に貼り付けさせるものとする。

(3) 裁判官に対する提出（通信傍受規則第15条関係）

立会人が封印をした傍受の原記録媒体は、記録媒体提出書（規則様式第1号）に傍受令状の写しを添付の上、傍受の実施の場所から警察施設に持ち帰ることなく裁判官に提出し、通信傍受手続簿（その2）に受領者の押印を求め、提出の状況を明らかにしておかなければならない。この場合において、立会人が封印した傍受の原記録媒体を、短時間とはいえ傍受の実施の場所に置いておかなければならないときは、封印された傍受の原記録媒体を立会人から常時見える場所に置くなどの措置を講じ、その状況を傍受日誌等に明らかにしておかなければならない。

11 傍受実施状況書及び他犯罪通信該当書の提出（規則第18条関係）

(1) 傍受実施状況書

傍受の実施を終了した場合は、傍受の実施の適正を担保するため傍受実施状況書を作成するとともに、意見書を添付の上、遅延なく裁判官に提出しなければならない。この場合において、通信傍受手続簿（その3）にその旨を記載し、受領者の押印を求め、その状況を明らかにしておくとともに、裁判官から求めがあったときは、傍受記録を裁判官に聴取又は閲覧させなければならない。

(2) 他犯罪通信該当書

傍受実施状況書を提出した時点において内容の復元等がされていない通信について、傍受実施状況書提出後、その内容の復元等の結果、当該通信が他犯罪通信に該当すると認め

るに至ったときは、裁判官の審査を受けるため他犯罪通信該当書（規則様式第3号）を作成し、遅延なく裁判官に提出しなければならない。この場合においては、前記(1)後段の規定を準用する。

12 傍受調書の作成（規則第19条関係）

傍受の実施をした場合は、傍受調書に必要事項を記載するとともに意見書の謄本を添付してその状況を明らかにしておかなければならない。この場合において、傍受調書には傍受した通信の記録の内容を記載してはならない。

なお、その他傍受の状況欄には、傍受令状の提示の状況、電気通信設備に対する傍受のための機器の接続その他の必要な処分の状況、通信事業者等に対する協力の要請及びそれに対して通信事業者等が行った協力の状況、立会人に対する説明の状況及びそれらの措置を講じた状況、電話番号等探知の状況について記載するものとする。

13 傍受記録の作成（規則第20条関係）

傍受記録は、傍受記録作成用媒体に記録されている通信のうち、通信傍受法第22条第2項各号に掲げる通信以外の通信の記録を消去する方法により行わなければならない。この場合においては、通信傍受手続簿（その2）に作成した年月日を記載しておかなければならない。

第7 事後手続

1 通信の当事者に対する通知（規則第22条、第23条関係）

(1) 確実な通知の実施

傍受記録を作成した場合は、通信傍受手続簿（その2）に必要事項を記載の上、通知の状況等を明らかにしておかなければならない。

(2) 通知の方法

傍受記録に記録されている通信の当事者に対する通知は、原則として、警察職員が傍受通知書（規則様式第5号）を通信の当事者に直接交付することにより行うものとする。この場合において、通知を受けた者に受領証への署名押印を求めるなど、通知が行われたかどうかについて紛議が生じないよう適当な措置をとるものとする。ただし、通信傍受法に規定する期間内に傍受通知書を直接交付することが困難な場合は、配達証明郵便に附して行うものとする。

(3) 通信の当事者に対する通知をした場合の措置

傍受記録に記録されている通信の当事者に対して、前記(2)の通知をした場合は、速やかに、通信当事者に対する通知に関する通知書に傍受通知書の写しを添付して、その旨を裁判所に通知しなければならない。

(4) 通知を発しなければならない期間の延長

通知を発しなければならない期間の延長の請求は、捜査主任官が、通知期間延長請求書（規則様式第7号）により傍受記録に記録されている通信の当事者ごとに請求するものとする。この場合においては、通信傍受手続簿（その4）により請求の状況等を明らかにするとともに、前記第5の1に準じて、事前に本部長の承認を得なければならない。

2 警察官が保管する傍受記録の聴取及び閲覧等（規則第24条関係）

捜査主任官は、通知を受けた通信の当事者から、警察官が保管する傍受記録の聴取、閲覧又は複製の請求があった場合は、次に掲げる事項に留意の上、的確に指揮を行わなければならない。

(1) 通知を受けた通信の当事者であることの確認

傍受記録に係る聴取、閲覧又は複製の請求をした者が、通知を受けた通信の当事者であることを、身分証等により確認すること。

(2) 傍受記録の破棄等の防止

傍受記録の聴取、閲覧又は複製の作成のための機器の操作は、通信の当事者による傍受記録の破棄、当該通信の当事者以外の通信の聴取等を防止するため、警察職員に行わせること。

(3) 複製の作成の用に供する記録媒体

傍受記録の複製をしようとする者に対しては、あらかじめ、警察において複製可能な記録媒体を持参するように連絡し、傍受記録は暗号化されているため、記録装置を用いて復号化した上で、持参された記録媒体に複製を作成すること。

(4) 通信傍受手続簿への記載

傍受記録の聴取、閲覧又は複製の手続を行った場合は、その状況を通信傍受手続簿（その5）に記載すること。

(5) 裁判官からの照会への対応

傍受記録の聴取、閲覧又は複製の状況を確認する必要があるため、原記録保管裁判官から警察に対し傍受記録の聴取、閲覧又は複製等の状況について照会がなされた場合は、通信傍受手続簿（その5）に基づき、回答すること。

3 傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求（規則第25条関係）

傍受が行われた事件に関し、犯罪事実の存否の証明又は傍受記録の正確性の確認のため必要がある場合における傍受の原記録の聴取又は閲覧等の請求は、捜査主任官が、傍受の原記録聴取等請求書（規則様式第8号）により、前記第5の1に準じて裁判官に対して行うものとする。この場合においては、通信傍受手続簿（その6）の請求の状況等を記載しておかなければならない。

第8 通信傍受法用記録等装置の保管管理等

1 通信傍受法用記録等装置の保管管理

通信傍受法用記録等装置のうち電話用記録等装置は、刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）が施錠できる設備において保管・管理するものとする。ただし、本部長が適当と認めた場合は、傍受を行う事件の捜査を担当する所属長に保管・管理させることができる。この場合においては、随時、組織犯罪対策課長が点検・確認を行い、通信傍受法用記録等装置の保管・管理状況を把握しなければならない。

I P 電話用記録等装置、電子メール用記録等装置にあつては、警察庁において保管・管理するものとし、借用手続は組織犯罪対策課長が警察庁に申請するものとする。

2 借用手続

(1) 借用申請

通信傍受法用記録等装置を借用しようとする事件主管課長又は事件主管警察署長は、傍受令状が発付された場合は、通信傍受法用記録等装置等借用書（別記様式第6号）を2部作成し、令状の写しを添付の上、組織犯罪対策課長に申請するものとする。

(2) 貸出し

組織犯罪対策課長は、通信傍受法用記録等装置の貸出しを決定した場合は、通信傍受法

用記録等装置の使用に当たっての留意事項、使用要領及び関係資料を添えて貸し出すものとし、貸出しを受けた事件主管課長又は事件主管警察署長は、通信傍受法用記録等装置を施錠のできる設備において保管・管理するものとする。この場合において、通信傍受法用記録等装置等借用書の1部は事件主管課長又は事件主管警察署長が、他の1部は組織犯罪対策課長が保管するものとする。

3 返却

事件主管課長又は事件主管警察署長は、通信傍受法用記録等装置を使用する必要がなくなった場合は、遅滞なく通信傍受法用記録等装置等返却書（別記様式第6号）に関係資料を添えて、組織犯罪対策課に返却するものとする。

第9 保存期間

通信の傍受に関して作成した捜査書類については、通信傍受法及び通信傍受規則に基づき消去等しなければならないものを除き、その写しを作成し保存するものとする。

第10 留意事項

1 指定警察官としての知識のかん養

通信傍受法が傍受令状の請求権者を限定する趣旨は、通信の傍受が日本国憲法の保障する通信の秘密に制約を加えるものであり、捜索差押え等の従来の強制処分と異なり、継続的かつ密行的に行われることから、そのような捜査が真に必要な場合に限られるべきであり、判断ができる者に限定するというものである。

そのため、傍受令状の請求等を行うことができる警察官として指定された者は、傍受令状発付の要件、傍受令状の請求手続及び傍受令状請求書の記載要領等に関する執務資料を熟読し、通信傍受法の適正な運用に万全を期するように努めなければならない。

2 組織犯罪対策課長との連携

事件主管課長又は事件主管警察署長は、通信傍受法等の適正な運用について、組織犯罪対策課長と常に緊密な連携を図らなければならない。

3 通信事業者等に対する配慮（規則第9条関係）

傍受の実施に当たっては、常に立会人の立会を求めなければならないことから傍受の実施場所、方法及び複数の立会人の確保について、通信事業者の理解と協力なくして実施することは不可能である。

よって、通信事業者及び立会人等の負担を軽減するといった観点からも、業者等との事前の打ち合わせを十分に行っておかななければならない。

4 報道の取材のための通信が行われていると認めた場合

報道機関が設置、使用している電話等に犯罪に関する情報が寄せられることが判明したとしても、報道機関には、犯罪に関する情報を含めて種々の情報が集約されるという特質があり、報道の自由を尊重するという観点から、報道機関が設置、使用している電話等を傍受の実施対象とすべきではない。ただし、報道機関が組織ぐるみで通信傍受法別表に掲げる犯罪を敢行するような例外的な場合においては、その使用する電話等が被疑者による犯罪関連通信に用いられるものと認定され、傍受の実施の対象となることがあり得る。

他方、被疑者が使用している電話を傍受の実施の対象としている場合に、たまたま、報道機関が取材のために電話をかけてきたというような場合においては、被疑者が犯行の告白を行う等したために取材のための通信であることが判明するまでの間に令状記載傍受等を開始

しているという希有な場合を除き、取材のための通信であることが判明すれば、報道の自由を尊重するとの観点から、直ちに、傍受を終了しなければならない。

第11 事故報告

通信の傍受に関する紛議又は事故、通信傍受法用記録等装置の紛失等が発生した場合には、捜査主任官は速やかに捜査事故簿（犯罪捜査規範様式第25号）により、その経緯、措置等を本部長に報告（事件主管課長経由）しなければならない。

附 則（平成14年1月16日付け刑総第39号）

この要領は、平成14年2月1日から運用する

附 則（平成17年3月30日付け務第1155号）

この要領は、平成17年4月1日から運用する

附 則（平成22年8月25日付け刑総第411号ほか）

この要領は、平成22年9月1日から運用する。

別記様式省略